

議案第50号

備前市吉永美術館設置条例の一部を改正する条例の制定について

備前市吉永美術館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年6月5日提出

備前市長 田 原 隆 雄

備前市条例第 号

備前市吉永美術館設置条例の一部を改正する条例

備前市吉永美術館設置条例(平成17年備前市条例第105号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「4,110円」を「4,190円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。